

第1回検討会を踏まえた今後の検討のポイント(案)

1. 基本となる事項について

- ① 8時間加重平均での測定・評価を基本としつつ、以下のようなケースにどう対応すべきか（個人サンプラーによる測定が望ましいケース、望ましくないケースの制度上の扱い）
 - ・ 低頻度、短時間、許容濃度等を上回る高濃度発散
 - ・ 長時間高濃度となっている作業場への低頻度立ち入り
 - ・ 長時間高濃度となっている作業場における交代作業
 - ✓ 8時間加重平均濃度について、作業場に労働者がいる時間が短時間で、それ以外の時間帯は無人の場合と、作業場に労働者が交替で短時間入り、無人とはならない場合とで、異なる扱いをすべきか
- ② 評価基準となる濃度について、管理濃度との関係をどう整理するか
- ③ 個人サンプラーによる測定 ≫ AB測定 となる一部の作業場(資料1-3の9ページ参照)について、個人サンプラーによる測定を基本とすべきか否か（注：本事項は事務局からの提案）
- ④ 一般的な作業場について、事業者は任意に個人サンプラー測定を選択できることを原則とすべきか、あるいは何らかの制限を設けるべきか
- ⑤ その他

2. 個人サンプラー測定のための測定・評価基準について

- ① 短時間ばく露限界値(STEL)、天井値(C)が提言されている物質をどう扱うべきか
 - ・ STELやCがない場合、例えばTWAの3倍で評価するとするか
 - ・ B測定では、管理濃度の1.5倍で評価しているが、どうか
- ② 作業環境測定基準に定められているサンプリング方法は、個人サンプラーにも適用できるか
 - ✓ 「直接捕集方法」で、8時間加重平均は測定できるか
 - ✓ 「液体捕集方法」のサンプラーは、装着者の作業の妨げにならないか
 - ✓ ポンプを使わない「パッシブ型サンプラー」の取り扱い
- ③ 管理区分を決定するための評価指標(=AB測定の第1評価値、第2評価値に相当するもの)をどうするか
- ④ 高濃度発散源の把握のため必要な規定は何か
- ⑤ 作業員への個人サンプラー装着、測定の前準備、実施、作業記録、サンプラーの回収などの業務はどの範囲を測定士のみが行い得るとすべきか
- ⑥ その他
 - ・ 屋外作業を伴う場合の当該測定の扱い(サンプラーを止めるか、通じて捕集するか)もっぱら屋外で作業する者の扱い
 - ・ 同じ作業を終日行うなど、濃度変動が小さい等一定の要件を満たす場合、8時間フル測定せずに8時間加重平均を算出してよいか

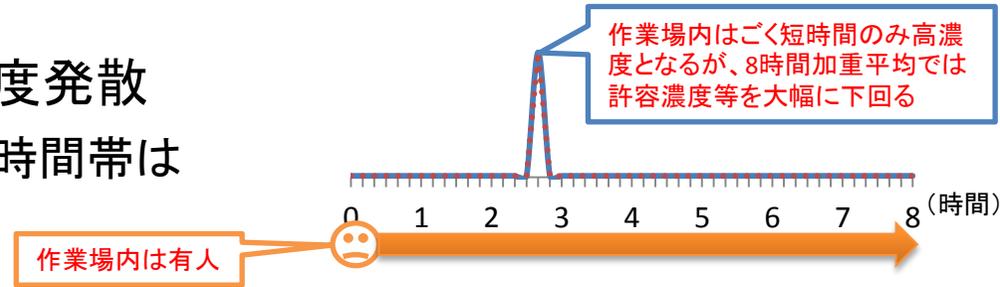
3. 測定士に求められる要件について

- ① 個人サンプラーによる測定を実施できる測定士として、現在の作業環境測定士に対し、どのような講習等を履修させるべきか。その他の資格取得者はどう扱うべきか。
- ② その他

① 8時間加重平均での測定・評価を基本としつつ、 以下のようなケースにどう対応すべきか

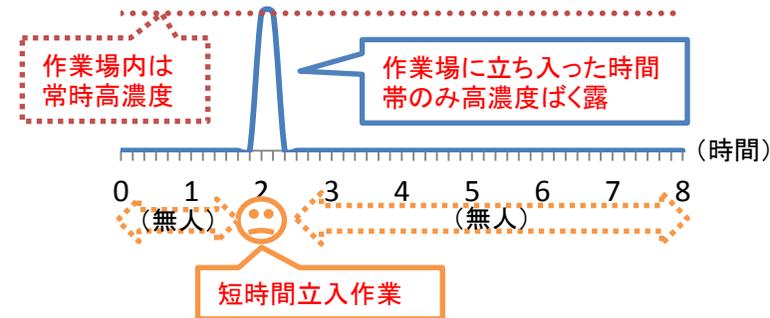
a. 低頻度、短時間、許容濃度を上回る高濃度発散

[例] 原料投入時のみ高濃度発散し、それ以外の時間帯はほとんど発散がない場合



b. 長時間高濃度となっている作業場への低頻度立入

[例] 特定の工程時のみ短時間作業場に立ち入り、それ以外の時間帯は無人となる場合



c. 長時間高濃度となっている作業場における交代作業

[例] 高濃度となっている作業場での滞在時間を調整し、8時間加重平均濃度を引き下げる場合

